

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	石油コンビナート等災害防止法に基づく措置命令
概要	<p>市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができます。</p> <p>一 第15条第1項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持していない特定事業者は、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持すること。</p> <p>二 第15条第3項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者は、同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>三 第16条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第3項若しくは第4項若しくは第19条第4項（第19条の2第8項において準用する場合を含む。）に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。</p> <p>四 第17条第1項又は第3項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者は、防災管理者又は副防災管理者を選任すること。</p> <p>五 第18条第1項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者は、防災規程を作成すること。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第21条第1項 （https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/）</p>
処分基準	<p>・石油コンビナート等災害防止法第21条第1項 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができます。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持していない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持すること。</p> <p>(2) 第15条第3項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>(3) 第16条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第3項若しくは第4項若しくは第19条第4項（第19条の2第8項において準用する場合を含む。）に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。</p> <p>(4) 第17条第1項又は第3項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。</p> <p>(5) 第18条第1項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者 防災規程を作成すること。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	